

区連会 資料2-4

市連会 3 月 定例会 説明資料
令和 8 年 3 月 12 日
市民局 地域活動推進課

自治会町内会ポータルの運用開始に向けたお知らせ【情報提供】

1 説明の趣旨

令和 8 年 4 月 1 日より、自治会町内会ポータルの運用開始に合わせ、ホームページとコールセンターを開設します。

また、利用開始時に必要となります、仮 ID・パスワード及びマニュアルを送付させていただきますので、ぜひご活用ください。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 自治会町内会ポータルについて

地域活動推進費補助金の申請等の手続きが、パソコンやスマートフォンからオンラインで行えるようになります。

(1) 運用開始予定日時

令和 8 年 4 月 1 日(水) 9 時

(2) オンライン申請可能な項目

① 補助金申請

- ・地域活動推進費補助金
- ・地域防犯灯維持管理費補助金
- ・町の防災組織活動費補助金

② 基礎情報（現況届・口座情報等）提出

③ 委嘱委員の推薦届出

④ 防犯灯新設・移設に係る申請

4 利用対象者

自治会町内会の申請手続きに関わる方等、自治会町内会で権限付与された方

※権限付与の方法等については、別紙『自治会町内会ポータル ①本登録マニュアル』及び『自治会町内会ポータル ②利用者追加マニュアル』をご確認ください。

5 ホームページの開設について

自治会町内会ポータルホームページを開設し、自治会町内会ポータルへのリンクや操作マニュアル・操作説明動画など、4月1日に向け順次公開していきます。

【パソコン等で検索する場合】

横浜市 自治会町内会ポータル

検索

【スマートフォンで閲覧する場合】

【ホームページ URL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/jichikai-portal.html>



6 コールセンターの設置について

操作でお困りの際は、自治会町内会ポータルコールセンターにお電話ください。

(1) 電話番号

045-577-4295

(2) 開設時間

令和8年4月1日（水）～令和8年6月30日（火）

平日 午前9時から午後8時まで

土日祝日 午前10時から午後5時まで

市民局地域活動推進課

担当 栗田、石栗

電話 045-671-3624 FAX 045-664-0734

メール sh-jichikai@city.yokohama.lg.jp

自治会町内会ポータル 仮 ID・パスワード

1 自治会町内会名 ○○自治会

2

仮 ID	
パスワード	

横浜市自治会町内会ポータル

～①本登録マニュアル～

①本登録マニュアル（仮ID／仮パスワードから登録する）

※自治会町内会の代表者一名が本登録をすれば、その他の利用者を招待できます。代表者のみの作業で問題ありません（招待の方法は、②利用者追加マニュアル参照）

ご注意⚠

ポータルは
R8年4月1日（水）9時以降より
利用開始です。

【この資料でできること】

- ・ 配布された「仮ID／仮パスワード」でログイン
- ・ ご自身のメールアドレスを登録し、確認メールで完了
- ・ 以後は「メールアドレス＋パスワード」でログインできます



準備するもの

本登録を始める前に、次の3つをご用意ください

① 仮ID／仮パスワード（紙で配布）

区から配られた用紙をご用意ください。

② メールが受け取れる端末

スマートフォン／PC／タブレット どれでもOKです。

③ メールアドレス

ご自身で確認できるメールアドレスをご用意ください。



全体の流れ（5ステップ）

仮ID/仮パスワード → メールアドレス登録 → 確認メール → パスワード設定（本登録） → 本登録完了

- 1 仮ID／仮パスワードでログイン
- 2 メールアドレスを登録
- 3 確認メールを受け取り、リンクを開く
- 4 パスワードを設定（本登録）
- 5 登録完了画面を確認

困ったら：この資料の末尾「FAQ」をご覧ください

手順1：仮ID／仮パスワードでログイン

配布された紙を見ながら入力します

手順1-1

【手順】

- ① 横浜市ホームページを検索します。

横浜市 自治会町内会ポータル

検索

- ② ホームページに掲載されている自治会町内会ポータルへのリンクをクリックします。

【ログイン画面URL】

<https://jichikai-portal.city.yokohama.lg.jp/>

【スマートフォンでログインする場合はこちら】



- ③ 赤枠の「仮ユーザーID・仮パスワードをお持ちの方はこちら」のボタンを押します。

【画面イメージ】

横浜市自治会町内会ポータル

オンライン申請システム

メールアドレス*

パスワード*

ログイン

仮ユーザーID・仮パスワードをお持ちの方はこちら

About

手順1：仮ID／仮パスワードでログイン

配布された紙を見ながら入力します

手順1-2

【手順】

- ③ 仮ユーザー認証という画面に切り替わり次第、「仮ユーザー名」「仮パスワード」を入力します。

※仮ユーザー名と仮パスワードは、R8年3月下旬に、区役所から自治会町内会宛てに送付しています。

- ④ 「次へ」ボタンを押します

入力のコツ

- ・大文字／小文字の区別がある場合は、紙のとおりに入力

【画面イメージ】

仮ユーザー認証

管理者から発行された仮ユーザー情報を入力してください

仮ユーザー名*

(例) 10001-cell-000

管理者から発行された仮ユーザー名を入力してください

仮パスワード*

.....

管理者から発行された仮パスワードを入力してください

次へ

手順2：メールアドレスを登録する

確認メールが届くアドレスを入力します

手順2

【手順】

- ① ご自身のメールアドレスを入力します。
- ② 「登録メールを送信」を押します。
- ③ メール送信完了画面が出ます。

注意（入力ミスを防ぐ）

- ・ @ の前後に空白が入らないように
- ・ 最後が「.com」「.jp」など、正しいか確認

【画面イメージ】

メールアドレス登録

登録対象を確認して本登録用のメールアドレスを入力してください

登録対象
鶴見区-〇〇地区連合会
鶴見区

メールアドレス*
example1@example.com

本登録用のリンクをこのメールアドレスに送信します

登録メールを送信

✓

メール送信完了

ご登録いただいたメールアドレスに、本登録用のリンクを送信しました。
メールに記載されたリンクをクリックして、本登録を完了してください。

※ リンクの有効期限は24時間です。
※ メールが届かない場合は、迷惑メールフォルダをご確認ください。

トップページへ

【手順】

- ① 登録したメールアドレスに本登録用のメールが来ているかを確認します。
 - ② メールを確認次第、本文に記載されているリンクをクリックします。
- ※文字を押しても開かないときは、その文をコピーして、インターネットの画面にはりつけてください。

メールが見つからない場合

- ・「迷惑メール」「プロモーション」などのフォルダも確認
- ・数分待ってから再度確認
- ・メールアドレスの入力ミスがないか見直す

【メールの例】

件名：【自治会町内会ポータル】本登録を完了してください

差出人：no-reply@jichikai-portal.jp

以下のリンクを押して、メールアドレスの確認を完了してください。

<https://jichikai-portal.city.yokohama.lg.jp/registration/confirm?token=xxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxx>

リンクの有効期限は24時間です。
届き次第、早めのご対応をよろしくお願いいたします。
このメールに心当たりがない場合は、何もせず削除してください。



手順4：パスワードを設定して本登録

次回以降のログインに使うパスワードを決めます

手順 4

【手順】

- ① 新しいパスワード（任意）を入力
※パスワードは8文字以上・英大文字・英小文字・数字混合をお願いします。
- ② もう一度同じパスワードを入力
- ③ 「登録する」を押します

注意点

- ・ 推測されやすいもの（生年月日など）は避ける

パスワード設定

本登録

登録対象

鶴見区-〇〇地区連合会

メールアドレス: example1@example.com

氏名とログイン用のパスワードを設定してください。

氏名*

自治会 太郎

パスワード*

.....



8文字以上・英大文字・英小文字・数字混合

パスワード(確認)*

.....



登録する



手順5：登録完了・次回からのログイン

本登録が終わったら、メールアドレスでログインできます

手順5



本登録が完了しました

仮登録後は自動でログインされます。

この後別途マニュアルに従って申請手続きを進めてください。

後日再ログインする際は、メールアドレスと設定したパスワードが必要となります。

次回から必要になるもの

- ・ ご自身のメールアドレス
- ・ 設定したパスワード

【次回ログイン画面】

横浜市自治会町内会ポータル

オンライン申請システム

メールアドレス*

example1@example.com

パスワード*

.....

ログイン

仮ユーザーID・仮パスワードをお持ちの方はこちら

About

2回目以降は、
設定したアドレスとパス
ワードでログインします。



よくある質問 (FAQ)



よくある質問（FAQ）①

困ったときはここから確認してください

Q1. 仮ID／仮パスワードでログインできません

A. まず入力ミスが多い部分を確認します。

- ・大文字／小文字、数字を正確に入れているか、再度ご確認をお願いします。

Q2. 確認メールが届きません

A. 「迷惑メール」などのフォルダを確認します。

入力したメールアドレスが正しいかも見直してください。

それでも届かない場合は、別のメールアドレスで試すか、区の担当者にご相談ください。



よくある質問（FAQ）②

困ったときはここから確認してください

Q3. 仮ID／仮パスワードをなくしてしまったら？

A. 再度、区の担当者に発行依頼をしてください。

Q4. 仮ID/仮パスワードはいつまで保管をしておけばよいのでしょうか

A. 一度本登録に使用いただいた、仮ID/PWは、再利用できないため保管不要です。本登録が終わったタイミングで、**破棄**していただいて問題ございません。また、**仮ID/仮パスワードを**、複数人で使いまわすこともできません。代表者の変更等で、仮ID/仮パスワードが再度必要な場合は区の担当者へご連絡ください。



よくある質問（FAQ）③

困ったときはここから確認してください

Q5.代表者だけでなく利用メンバーを追加したい

A. 代表者向けにお送りしている、【②利用者追加マニュアル】を確認いただき、手順に沿って追加が可能です。

横浜市自治会町内会ポータル

~②利用者追加マニュアル~

②利用者追加マニュアル

※①本登録マニュアルで作業をいただいた後に、
代表者が利用者の追加をすることができます。

ご注意△

ポータルは
R8年4月1日（水）9時以降より
利用開始です。

【この資料でできること】

- ・ 代表者としてログインし、必要なメンバーを追加することができます。
- ・ メンバーの追加は、管理者（全ての操作が可能）とメンバー（一部の操作が可能）の2パターンで招待可能です。

① ログインID・パスワード

【①本登録マニュアル】で作成した、ログインIDとパスワードが必要です。

② 端末

スマートフォン／PC／タブレット どれでもOKです。

③ 招待する方の情報

メールアドレス、氏名（姓・名）、役職（会長/副会長/会計など）



全体の流れ（3ステップ）

ログイン→トップページのメニューからアカウント追加→メンバー招待

- 1 ご自身で作成したIDとパスワードでログイン
- 2 トップページからアカウント管理をクリック
- 3 招待したいメンバー情報を入力

手順1：ID／パスワードでログイン

ご自身で作成されたIDとパスワードでログインをします。

手順1

【手順】

①横浜市ホームページを検索します。

横浜市 自治会町内会ポータル

検索

②ホームページに掲載されている自治会町内会ポータルへのリンクをクリックします

【ログイン画面URL】

<https://jichikai-portal.city.yokohama.lg.jp/>

【スマートフォンでログインする場合はこちら】



③ご自身で作成されたID（メールアドレス）とパスワードを入力します。

④アドレス、パスワードがいずれも正しいことを確認し、ログインボタンを押してください。

【画面イメージ】

横浜市自治会町内会ポータル
オンライン申請システム

ログイン

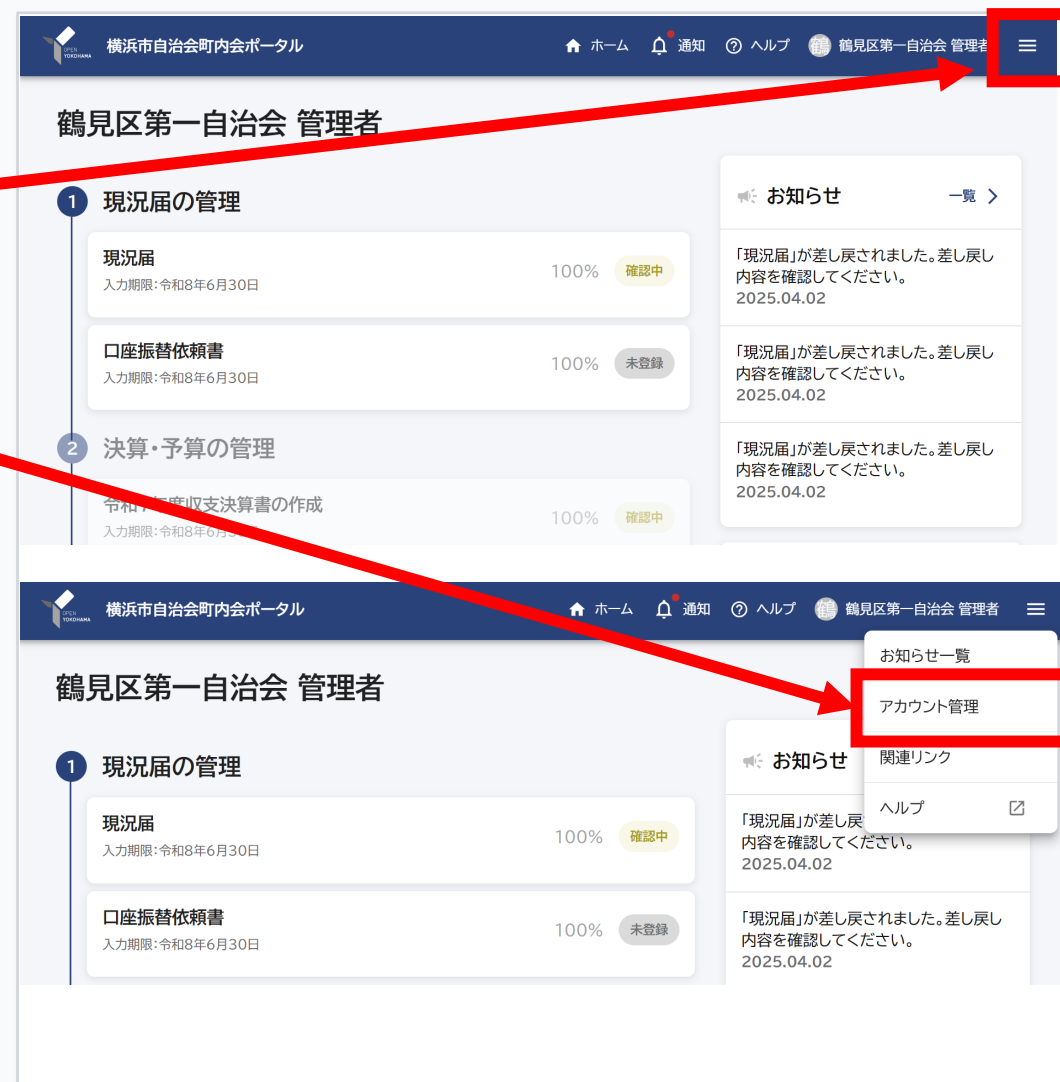
仮ユーザーID・仮パスワードをお持ちの方はこちら

About

【手順】

① トップページ右上の三本線（赤枠）をクリックします。

② 三本線をクリック後、アカウント管理メニューをクリックします。すると、次ページのように、画面が遷移します。



【手順】

- ① 画面が遷移したら、【+招待する】ボタンをクリックします。
- ② 招待したい方を入力する画面に遷移するので、上から順に入力をお願いします。すべて必須項目となります。（名前・メールアドレス・役職・ロール）
- ③ すべて入力ができたら、送信するボタンをクリックしてください。

※アドレスの入力ミスで、招待できないというお問い合わせがよくありますので、今一度ご確認ください。

【役職 と ロール の違い】

役職：自治会町内会での立場（会長、副会長など）

ロール：システムの権限（管理者／メンバー）

横浜市自治会町内会ポータル

ホーム / アカウント管理

アカウント管理

ロール	役職	名前	メールアドレス	最終アクティブ
☐ 管理者	会長	山田 太郎	yamada@example.com	2025/9/12 19:20:00
☐ メンバー	副会長	鈴木 花子	suzuki@example.com	2025/9/10 14:30:00
☐ メンバー	会計	田中 一郎	tanaka@example.com	2025/9/8 10:15:00

【招待画面】 アカウントの招待

下記メールアドレスに招待リンクが送信されます。

氏名(漢字)
姓* 横浜 名* 太郎

メールアドレス
メールアドレス*
exmple@exmple.jp

役職
役職
副会長

ロール
ロール
管理者

キャンセル 送信する

【手順】

①招待が完了したら、招待をした方にメールが届いているかを確認してください。

②その後、招待相手がメールからリンクをクリックして、自身でパスワードの設定を行い、メンバーの追加が完了となります。
追加ができると、右図の赤枠のように一覧に追加されたことを確認できます。

横浜市自治会町内会ポータル

ホーム / アカウント管理

アカウント管理

招待する

ロール	役職	名前	メールアドレス	最終アクティブ
☐ 管理者	会長	山田 太郎	yamada@example.com	2025/9/12 19:20:00
☐ メンバー	副会長	鈴木 花子	suzuki@example.com	2025/9/10 14:30:00
☐ メンバー	会計	田中 一郎	tanaka@example.com	2025/9/8 10:15:00

< 1 / 1 >

ホームへもどる

メンバーの情報を編集したい

【手順】

①赤枠の縦に並んでいるボタン⋮をクリックします。

②編集、削除のメニューが現れるので編集ボタンをクリックすると、最初に招待した時の入力画面が現れるので、適宜修正が可能です。
修正箇所を入力して決定ボタンを押せば、変更が完了です。

横浜市自治会町内会ポータル

ホーム / アカウント管理

アカウント管理

招待する

ロール	役職	名前	メールアドレス	最終アクティブ	
☐ 管理者	会長	山田 太郎	yamada@example.com	2025/9/12 19:20:00	⋮
☐ メンバー	副会長	鈴木 花子	suzuki@example.com	2025/9/10 14:30:00	⋮
☐ メンバー	会計	田中 一郎	tanaka@example.com	2025/9/8 10:15:00	⋮

ホームへもどる

☐ メンバー 会計

アカウントの編集

2025/9/8 10:15:00

氏名(漢字)
姓 田中 名 一郎

メールアドレス
tanaka@example.com

役職
会計

ロール
管理者

キャンセル 決定する

編集
削除

メンバーの削除をしたい

【手順】

- ①赤枠の縦に並んでいるボタン⋮をクリックします。
- ②編集、削除のメニューが現れるので削除ボタンをクリックすると、最終確認メッセージが出ます。
- ③削除したいメンバー情報に誤りがないことを確認したら、削除するボタンを押せばメンバーの削除が完了です。

横浜市自治会町内会ポータル

ホーム / アカウント管理

アカウント管理

招待する

ロール	役職	名前	メールアドレス	最終アクティブ	
☐ 管理者	会長	山田 太郎	yamada@example.com	2025/9/12 19:20:00	⋮
☐ 役員	副会長	鈴木 花子	suzuki@example.com	2025/9/10 14:30:00	⋮
☐ メンバー	会計	田中 一郎	tanaka@example.com	2025/9/8 10:15:00	⋮

< 1 / 1 >

ホームへもどる

☐ メンバー 会計 田中 一郎 tanaka@example.com 2025/9/8 10:15:00

編集
削除

アカウントの削除

下記1件のアカウントを削除してよろしいですか？

メンバー

田中 一郎

tanaka@example.com

2025/9/8 10:15:00

キャンセル 削除する



よくある質問 (FAQ)



よくある質問（FAQ）①

困ったときはここから確認してください

Q1. 招待メールが届いていないようです。

A. 迷惑メールを確認してもらい、それでも届いていないようであればメールアドレスの入力ミスがないか見直します。必要なら、もう一度招待を送ります。

Q2. 招待するボタンがありません。

A. 「管理者」ロールでログインしているか確認します。管理者でない場合は、管理者の方に依頼してください。



よくある質問（FAQ）②

困ったときはここから確認してください

Q3. まちがったアドレスに招待メールを送ってしまった

A. まずは、区の担当者へご連絡をしてください。会員以外のメンバーがログインできないように、招待リンクを無効化いたします。